

尼崎市における児童相談所の開設に伴う

「尼崎市子ども・子育て審議会」への専門分科会の設置について

令和7年3月

尼崎市
子どもの育ち支援センター
児童相談所設置準備担当

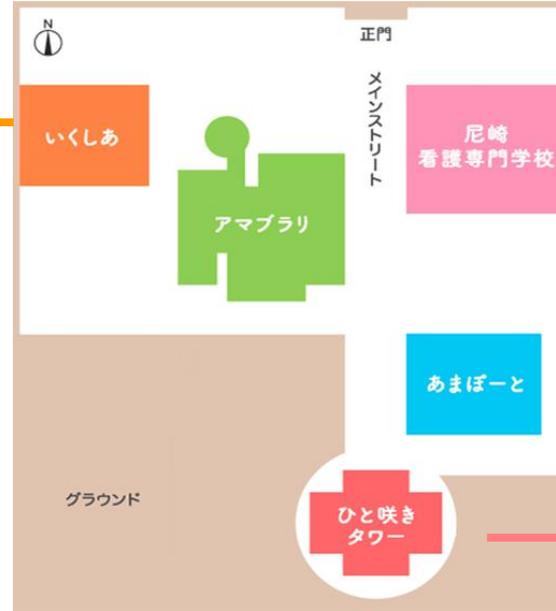
尼崎市としての児童相談所の設置

令和元年10月 開設

尼崎市 子どもの育ち支援センター「いくしあ」

支援内容

総合相談、家庭児童相談支援、発達相談支援、教育相談、
不登校の子ども支援、ヤングケアラー支援、ひきこもり支援



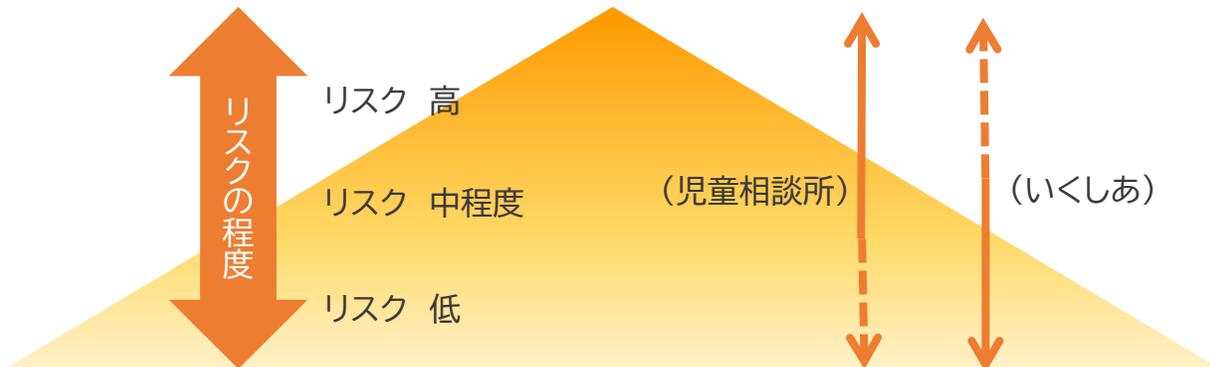
令和3年4月 開設

兵庫県 尼崎こども家庭センター

(兵庫県が設置する児童相談所)

児童虐待相談対応件数

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
516	767	847	897	1,035	871	1,068



現在は、リスクの程度に応じて、兵庫県(児童相談所)と尼崎市(いくしあ)で協力・役割分担しながら、子どもやその保護者等に対する支援を行っています。

これらの支援を尼崎市という1つの自治体で切れ目のない一貫した支援を行うことを目指し、尼崎市として児童相談所を設置することとしました。

尼崎市が目指す児童相談所（設置基本方針）

名称

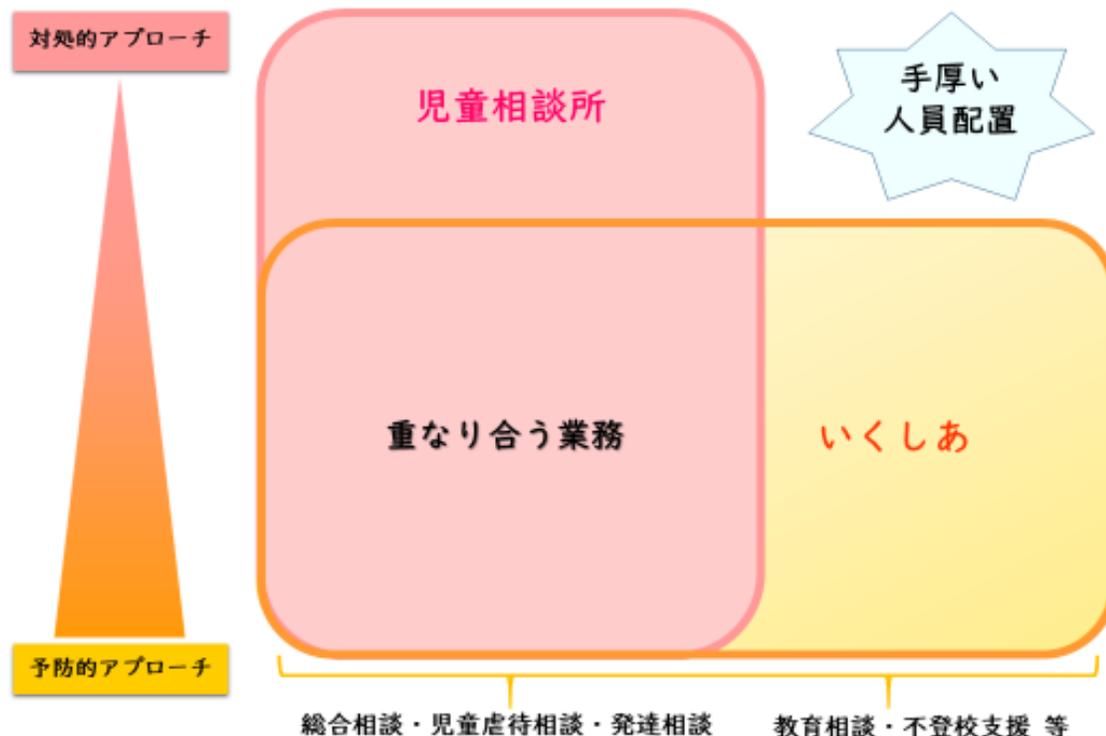
尼崎市児童相談所

基本理念

子どもファーストな視点に立った予防から自立まで一貫した支援の実現

基本的な考え方

- (1) 尼崎らしい児童相談所の姿
 - ① いくしあとの一体的な運営
 - ② あまがさき・ひと咲きプラザや多様な支援者との有機的な連携
 - ③ 子ども一人ひとりに寄り添った支援
 - ④ 支援策の充実と専門性の確保
 - ⑤ 第三者評価の活用
- (2) 一時保護の視点
 - ① 子どもが安心できる一時保護の実施
 - ② 子どもの権利が守られる一時保護の実施
 - ③ 個々に応じた一時保護の実施
- (3) 社会的養護
 - ① 里親
 - ② 児童養護施設等
- (4) 他機関との連携
 - ① 子どもが安心できる一時保護の実施
 - ② 包括的な支援体制の構築



令和8年度以降の子どもの育ち支援センター・児童相談所の業務



子どもの育ち支援センターの業務

- ・総合相談
 - ・家庭児童相談支援
養護相談(児童虐待相談等)、非行相談など
 - ・発達相談支援
 - ・教育相談
 - ・不登校の子ども支援
 - ・ヤングケアラー支援
 - ・ひきこもり支援
- など

児童相談所の業務

- ・相談支援
養護相談(児童虐待相談等)、障害相談(療育手帳の発行等)など
 - ・児童の一時保護
 - ・児童の措置(施設入所・里親委託・児童福祉司指導、民生委員指導等)
 - ・里親の育成・認定等
 - ・児童養護施設等の認可
 - ・ケアラー支援
- など

子どもの育ち支援センター新館

児童福祉法に規定された意見聴取

児童福祉法第8条で規定された機関

地方児童福祉審議会

尼崎市で地方児童福祉審議会の役割を担う付属機関

尼崎市子ども・子育て審議会

児童相談所業務において地方児童福祉審議会に諮る事項

- ① 児童、保護者の意向が措置と一致しない場合の措置に係る意見聴取
- ② 緊急を要する場合などで部会の意見を聴取することなく行った措置の報告
- ③ 被措置児童虐待に対する措置内容の報告に係る意見陳述

現行の「子ども・子育て審議会条例」に規定されています

第2条 次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、市長及び尼崎市教育委員会の付属機関として、審議会を置く。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項及び第3項に規定する事項

- ④ 里親の認定に係る意見聴取及び適否の審査
- ⑤ 里親の登録更新に関する報告

審議会の調査審議事項として新たに追加します

- ・左記事項を審議するため、以下の専門分科会を設置します。
- ・令和7年5月に「尼崎市子ども・子育て審議会条例」を改正し、以下の専門分科会を設置する予定です。
- ・児童相談所の開設は令和8年度ですが、事前準備等を行うため令和7年度に設置する予定です。
- ・なお、令和8年度以降は、左記事項は専門分科会の専決事項とし、専門分科会の議決は審議会で議決したものと取り扱います。

児童相談専門分科会 (予定)

委員構成	学識経験者(福祉分野)、学識経験者(心理分野)、小児科医、精神科医、弁護士
委員人数	5人程度
開催頻度	年12回

里親専門分科会 (予定)

委員構成	学識経験者(社会的養護分野)、学識経験者(社会養護分野)、医師、弁護士、児童養護施設等関係者
委員人数	5人程度
開催頻度	年6回

令和7年4月1日設置・事業開始予定の施設等について

1 認可予定の保育所

(1) にこここ保育園 猪名寺

(ア) 申請者：社会福祉法人にこここ福祉会
理事長 梶尾 裕子

(イ) 現在の施設種別：新設

(ウ) 所在地：尼崎市猪名寺2丁目3番26号(園田地区)

(エ) 認可定員(利用定員)：90人(90人)

定員	2号認定	3号認定
0歳児		9 (9)
1歳児		15 (15)
2歳児		15 (15)
3歳児	17 (17)	
4歳児	17 (17)	
5歳児	17 (17)	
合計	51 (51)	39 (39)

(2) わかばの森保育園

(ア) 申請者：社会福祉法人森友会
理事長 立山 貴史

(イ) 現在の施設種別：新設

(ウ) 所在地：尼崎市東園田町4丁目15番1号(園田地区)

(エ) 認可定員(利用定員)：90人(90人)

定員	2号認定	3号認定
0歳児		6 (6)
1歳児		16 (16)
2歳児		17 (17)
3歳児	17 (17)	
4歳児	17 (17)	
5歳児	17 (17)	
合計	51 (51)	39 (39)

(3)園田にじいろキッズ保育園

(ア) 申請者：社会福祉法人リアン
理事長 森 大輔

(イ) 現在の施設種別：新設

(ウ) 所在地：尼崎市東園田町9丁目23番1号(園田地区)

(エ) 認可定員(利用定員)：90人(90人)

定員	2号認定	3号認定
0歳児		9 (9)
1歳児		12 (12)
2歳児		15 (15)
3歳児	18 (18)	
4歳児	18 (18)	
5歳児	18 (18)	
合計	54 (54)	36 (36)

2 認可予定の認定こども園(保育所から幼保連携型認定こども園へ移行予定)

(1)幼保連携型認定こども園夢の園

(ア) 申請者：社会福祉法人夢工房
理事長 滝澤 功治

(イ) 現在の施設種別：保育所

(ウ) 所在地：尼崎市猪名寺2丁目4番2号(園田地区)

(エ) 認可定員(利用定員)：135人(135人)

定員	1号認定	2号認定	3号認定
0歳児			12 (12)
1歳児			18 (18)
2歳児			24 (24)
3歳児	3 (3)	24 (24)	
4歳児	3 (3)	24 (24)	
5歳児	3 (3)	24 (24)	
合計	9 (9)	72 (72)	54 (54)

(2)神崎認定こども園

(ア) 申請者：社会福祉法人 道心
理事長 永井 快俊

(イ) 現在の施設種別：保育所

(ウ) 所在地：尼崎市神崎町27番22号(小田地区)

(エ) 認可定員(利用定員)：105人(105人)

定員	1号認定	2号認定	3号認定
0歳児			9(9)
1歳児			12(12)
2歳児			15(15)
3歳児	5(5)	18(18)	
4歳児	5(5)	18(18)	
5歳児	5(5)	18(18)	
合計	15(15)	54(54)	36(36)

(3)アマーレ・サンこども園

(ア) 申請者：社会福祉法人サン福祉会
理事長 山田 慎治

(イ) 現在の施設種別：保育所

(ウ) 所在地：(本園)尼崎市南塚口町5丁目16番1号(立花地区)
(分園)尼崎市南塚口町2丁目6番10号
ノルフィカ塚口1階(園田地区)

(エ) 認可定員(利用定員)：(本園)99人(99人) (分園)28人(28)人

【本園】

定員	1号認定	2号認定	3号認定
0歳児			9(9)
1歳児			12(12)
2歳児			12(12)
3歳児	3(3)	13(13)	
4歳児	3(3)	22(22)	
5歳児	3(3)	22(22)	
合計	9(9)	57(57)	33(33)

【分園】

定員	2号認定	3号認定
0歳児		5(5)
1歳児		11(11)
2歳児		12(12)
合計		28(28)

資料2-2

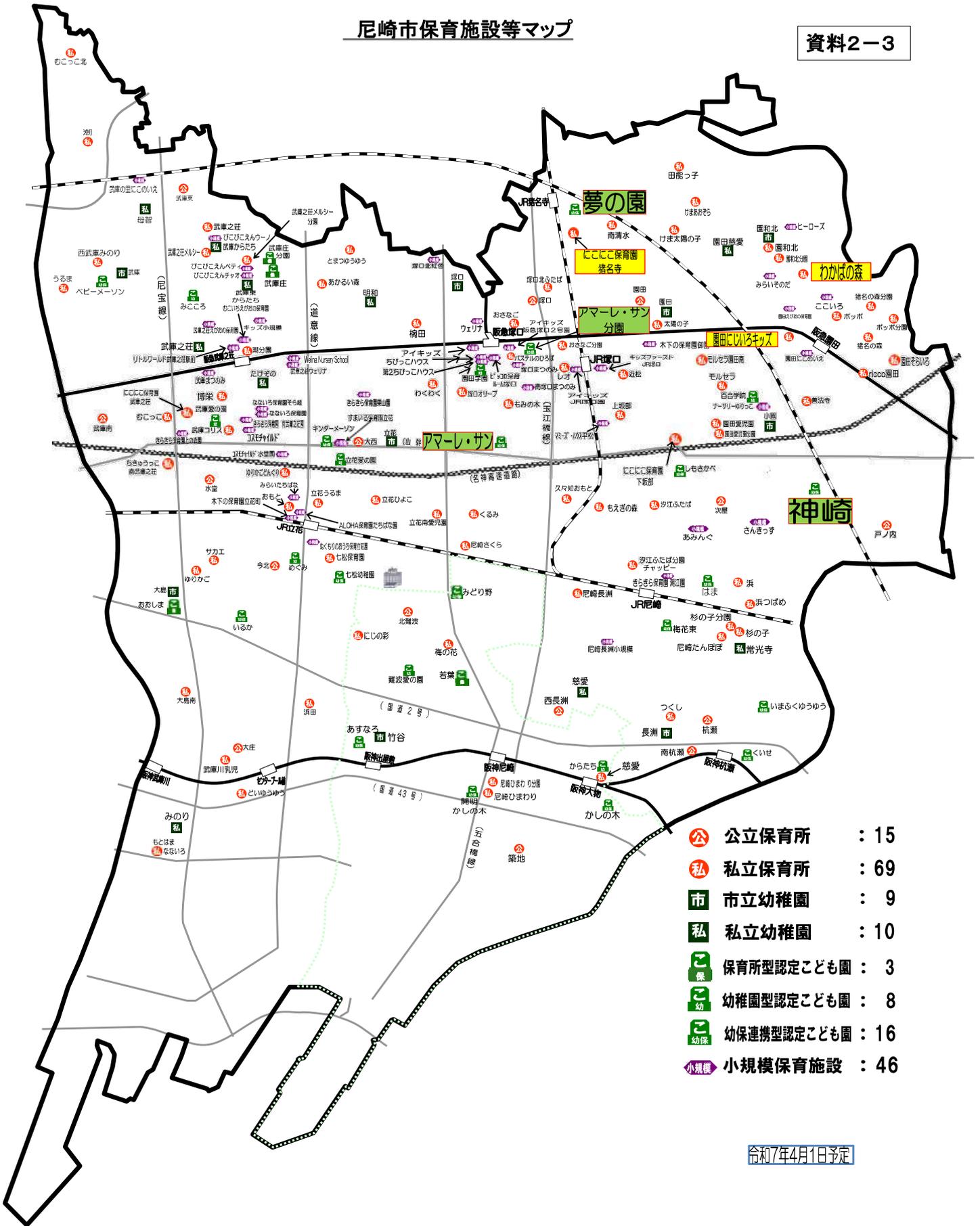
新規認可施設等の利用定員一覧(令和7年4月1日時点)

(単位:人)

類型	区分	施設名	年齢	0	1	2	3	4	5	合計
保育所	新設	にこにこ保育園猪名寺	利用定員	9	15	15	17	17	17	90
保育所		わかばの森保育園		6	16	17	17	17	17	90
保育所		園田にじいろキッズ保育園		9	12	15	18	18	18	90
幼保連携型認定こども園	移行 (保育所→認可)	幼保連携型認定こども園夢の園	保育認定子ども	12	18	24	24	24	24	126
			教育標準時間認定子ども				3	3	3	9
幼保連携型認定こども園		神崎認定こども園	保育認定子ども	9	12	15	18	18	18	90
			教育標準時間認定子ども				5	5	5	15
幼保連携型認定こども園		アマーレ・サンこども園(本園)	保育認定子ども	9	12	12	13	22	22	90
			教育標準時間認定子ども				3	3	3	9
幼保連携型認定こども園		アマーレ・サンこども園(分園)	保育認定子ども	5	11	12				28
			教育標準時間認定子ども							0

尼崎市保育施設等マップ

資料2-3

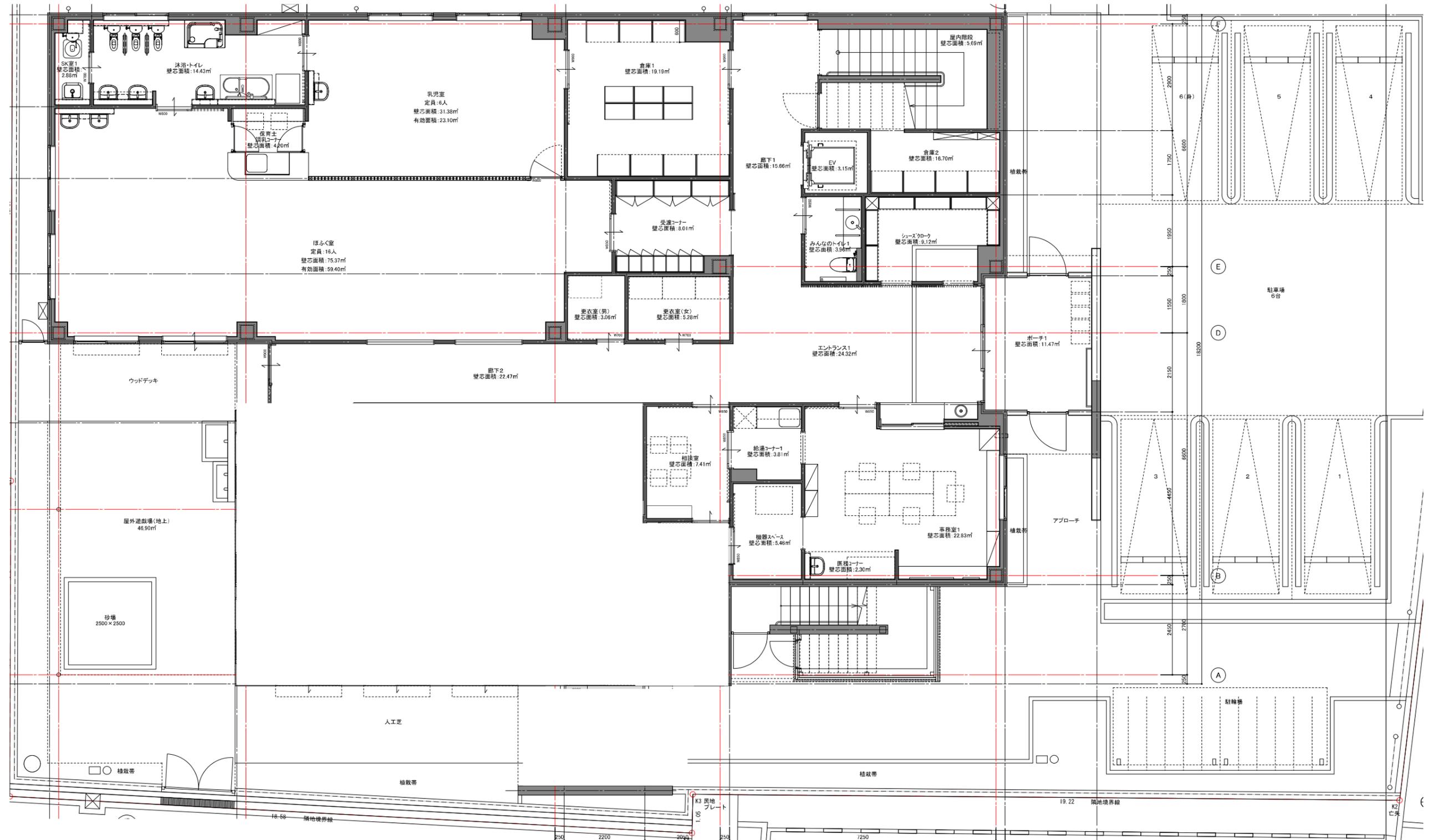


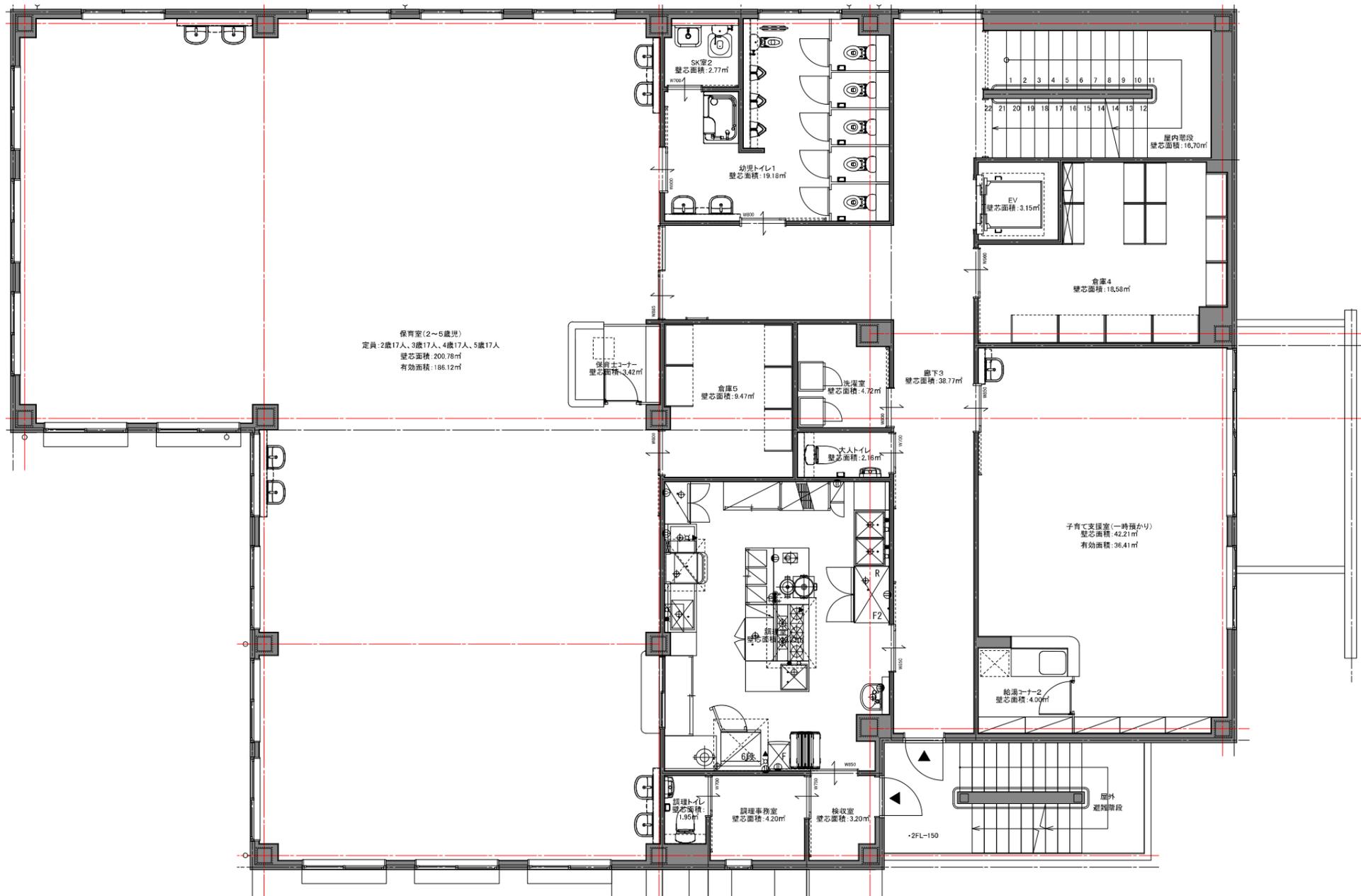
- 公 公立保育所 : 15
- 私 私立保育所 : 69
- 市 市立幼稚園 : 9
- 私 私立幼稚園 : 10
- こ保 保育所型認定こども園 : 3
- こ幼 幼稚園型認定こども園 : 8
- こ幼保 幼保連携型認定こども園 : 16
- 小規模 小規模保育施設 : 46

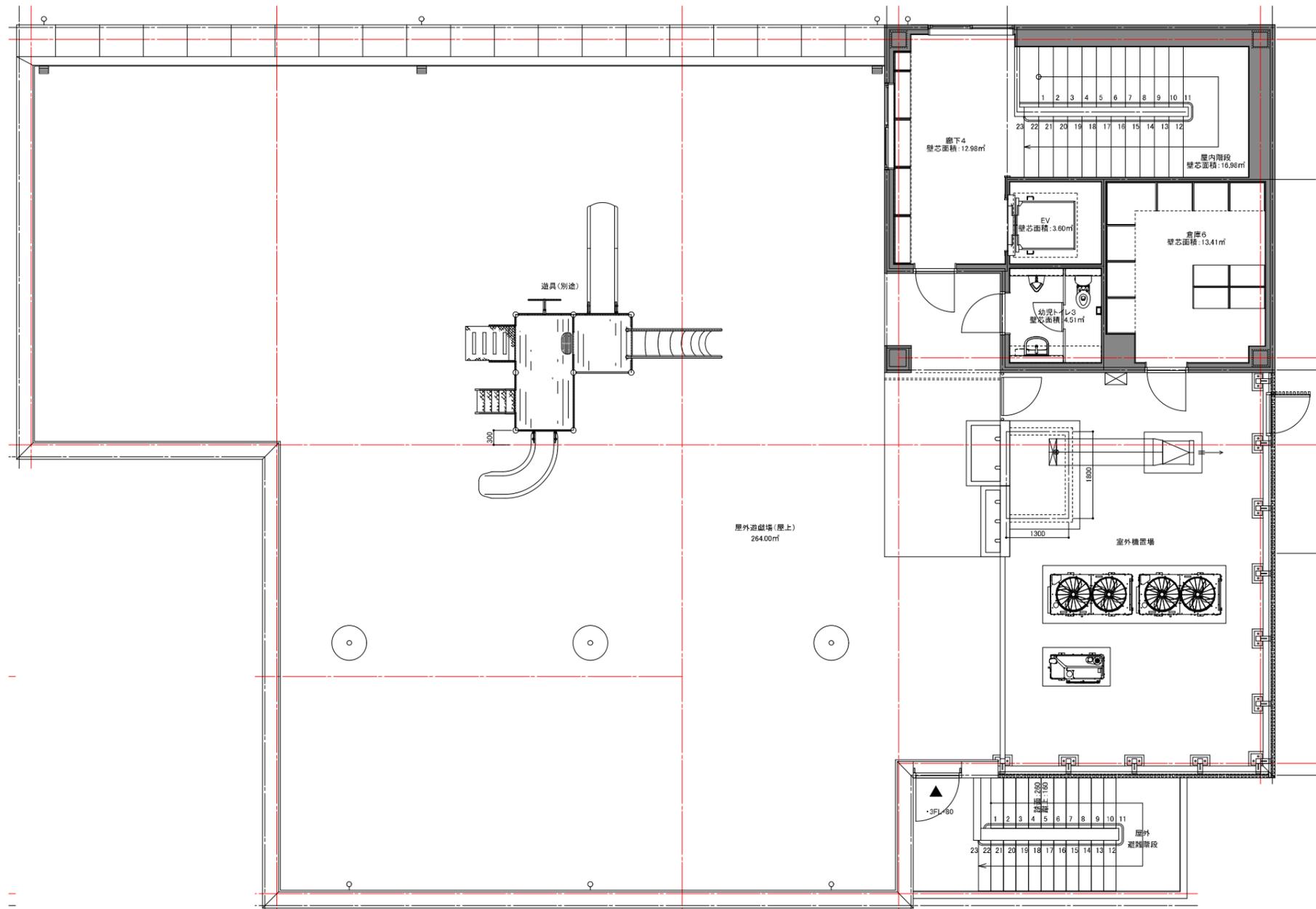
令和7年4月1日予定

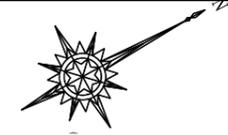
わかばの森保育園

資料 2-5

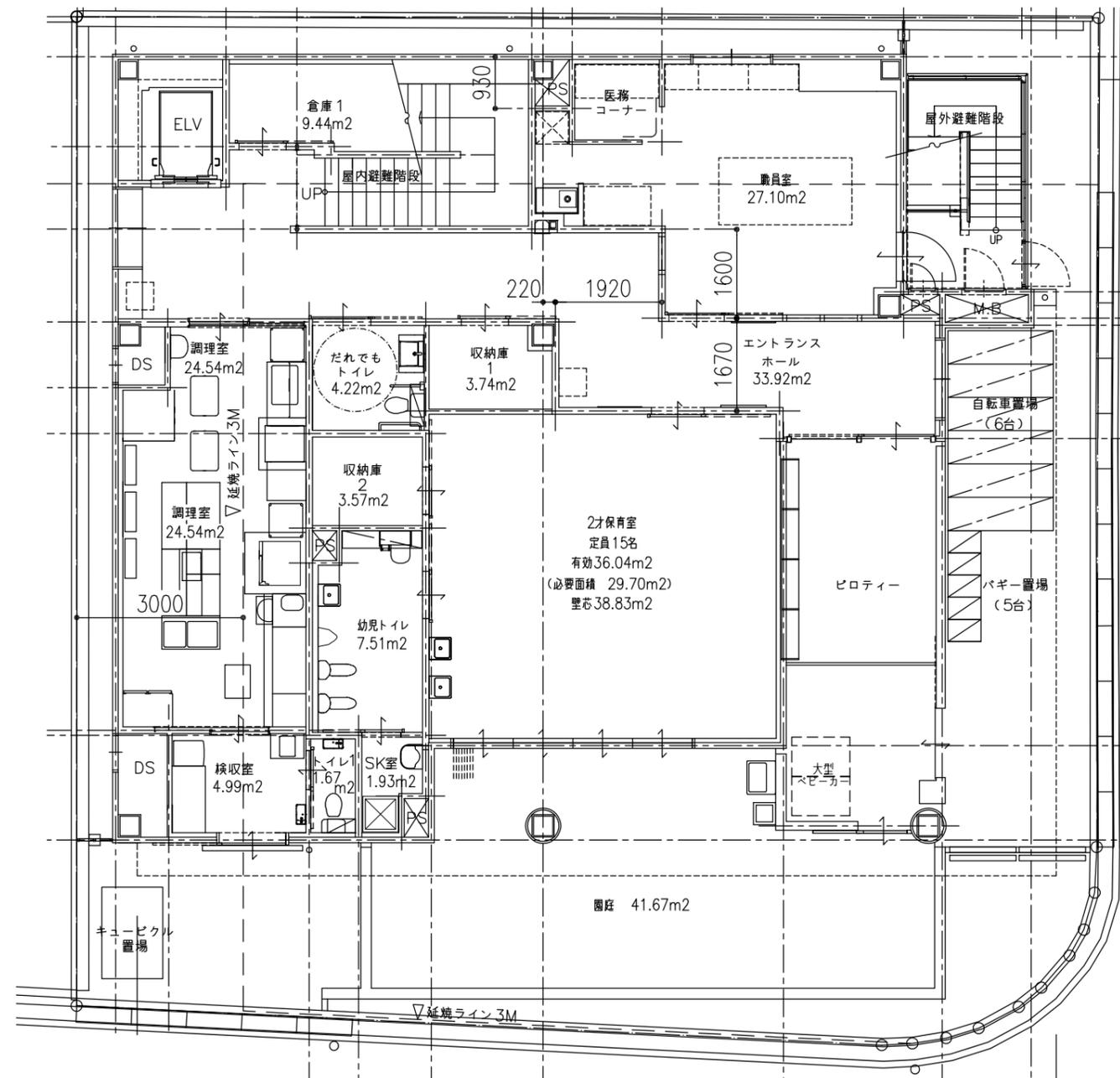


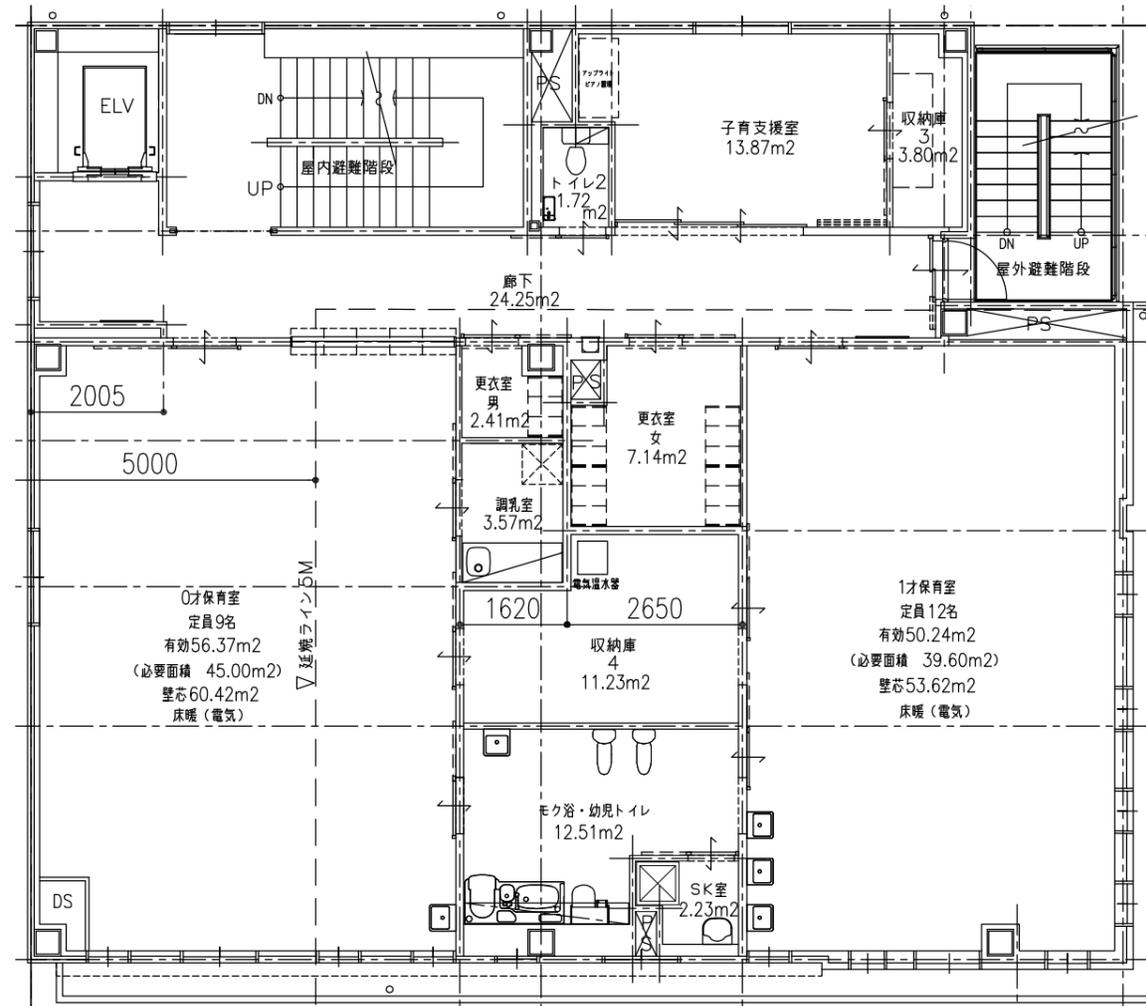


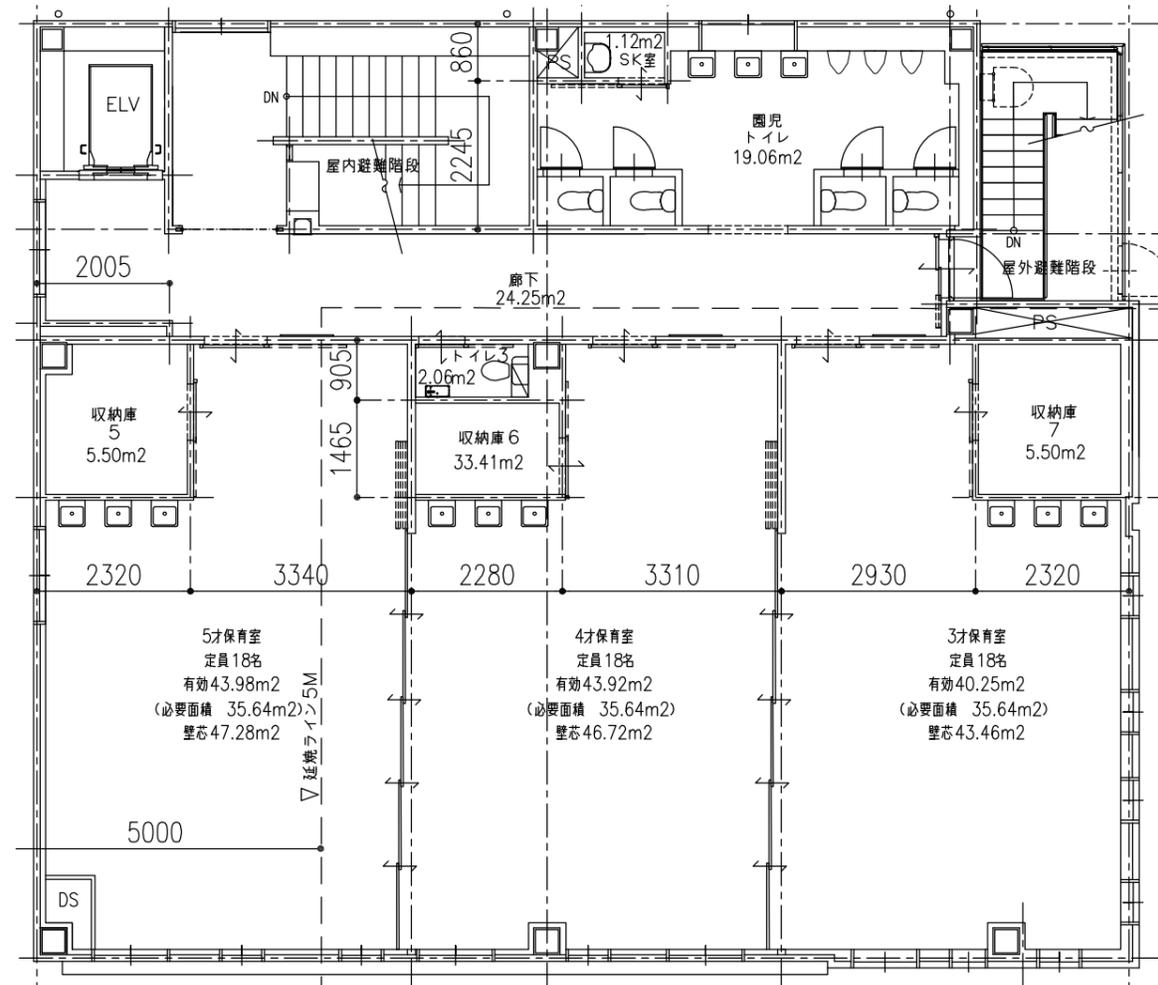




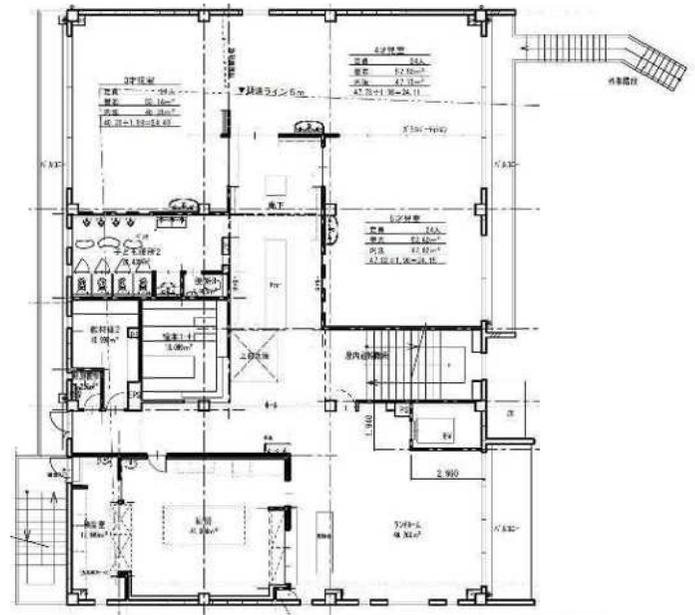
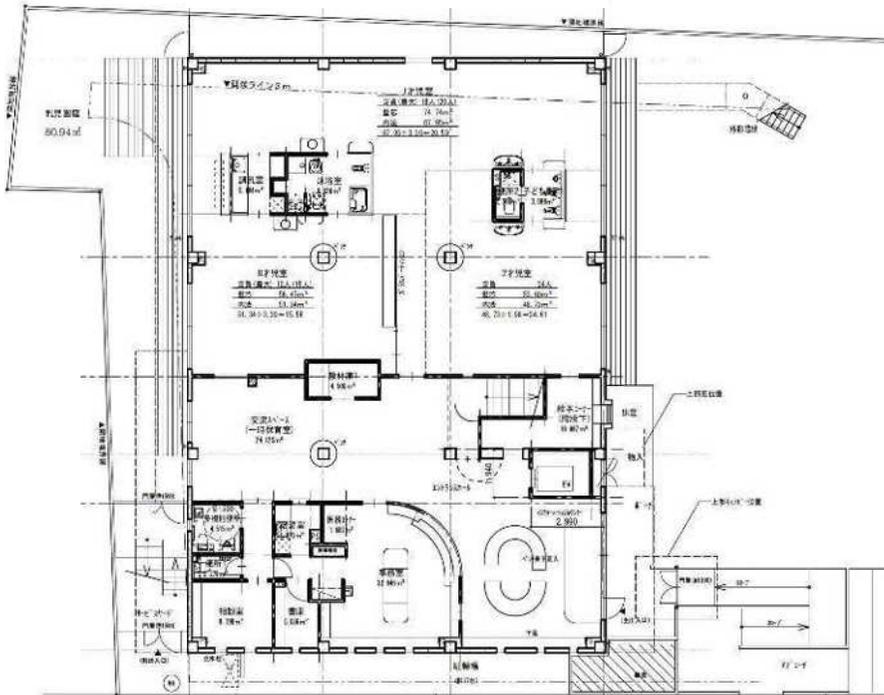
園田にじいろキッズ保育園





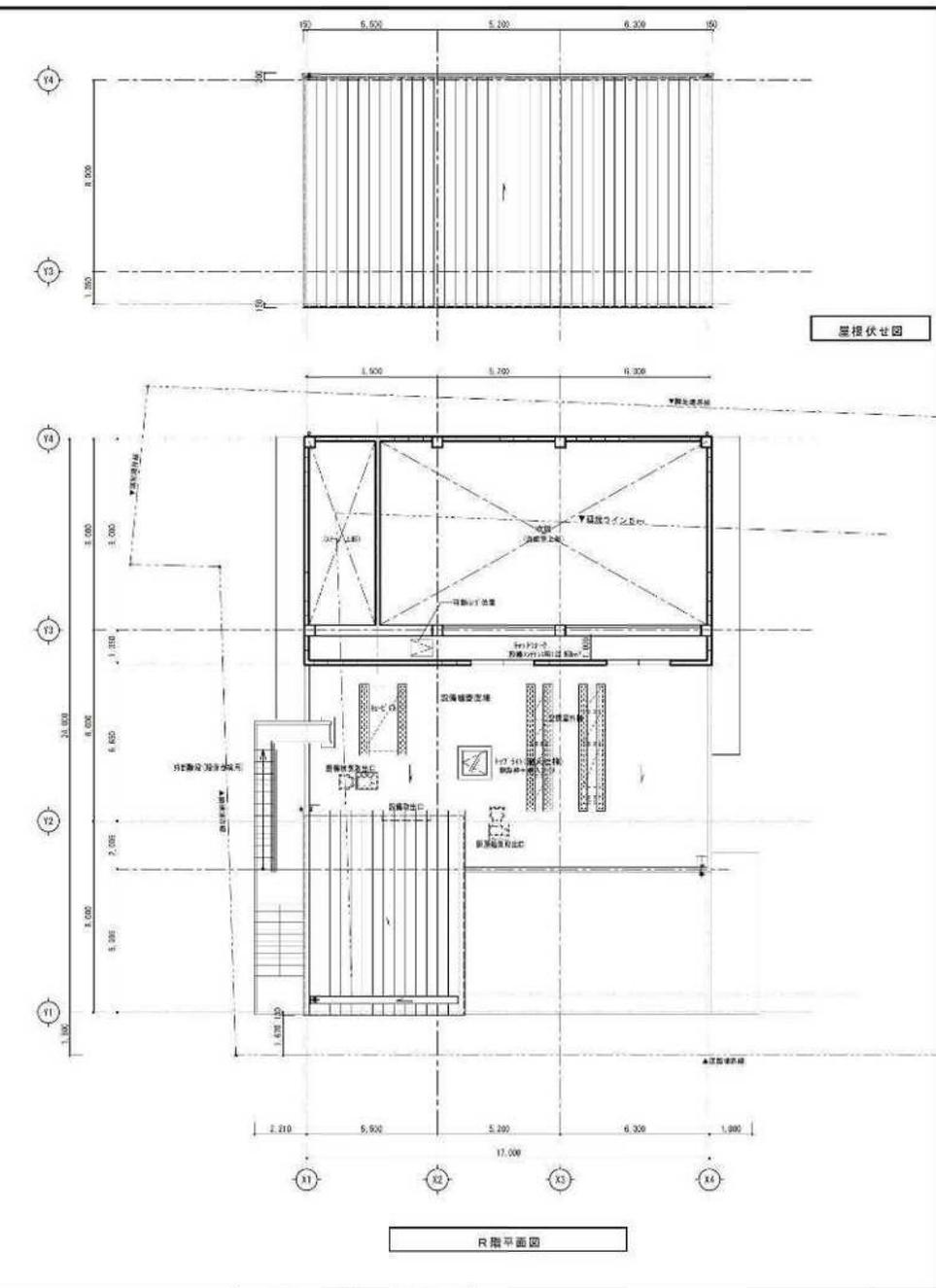
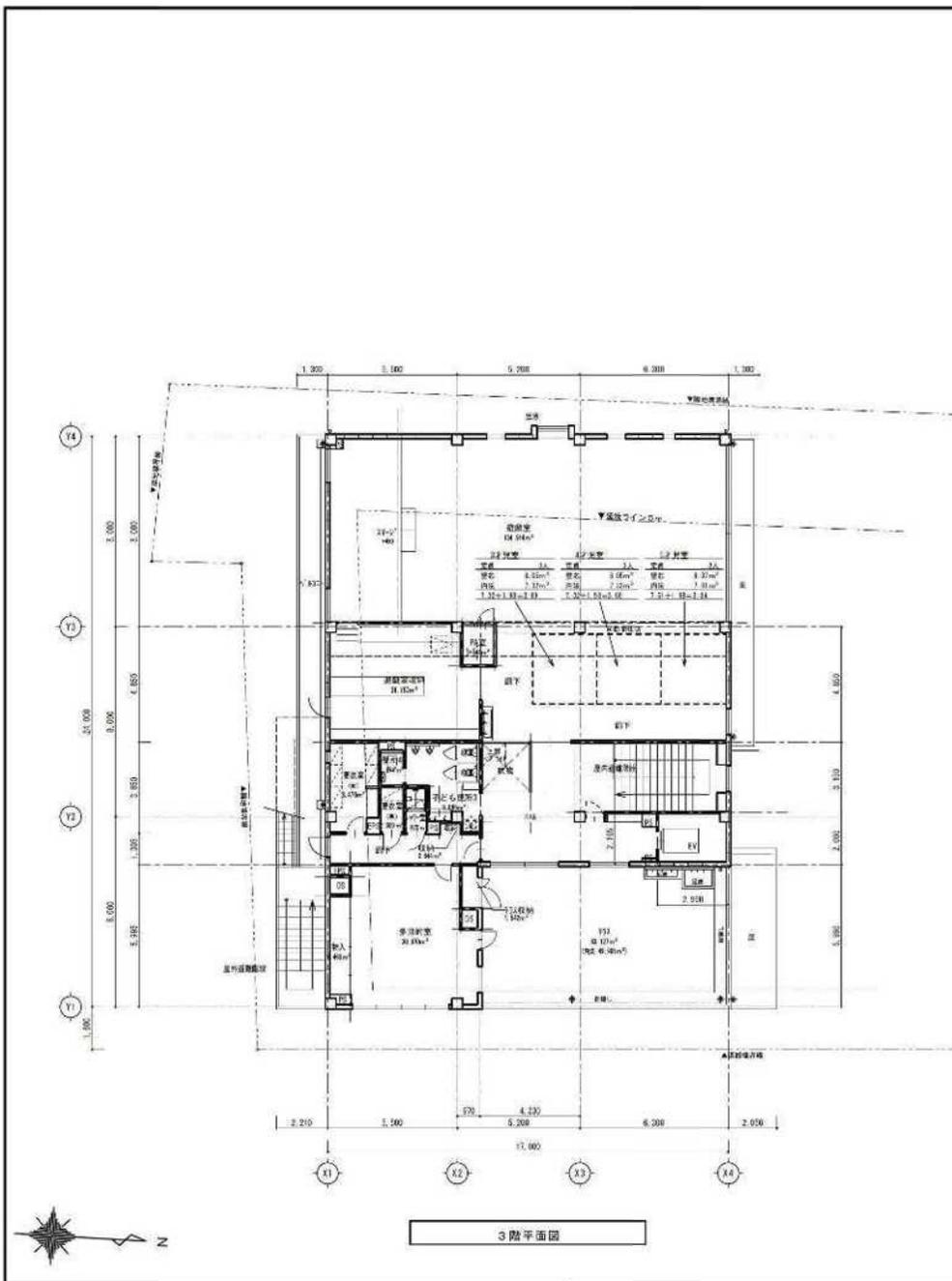


幼保連携型認定こども園夢の園



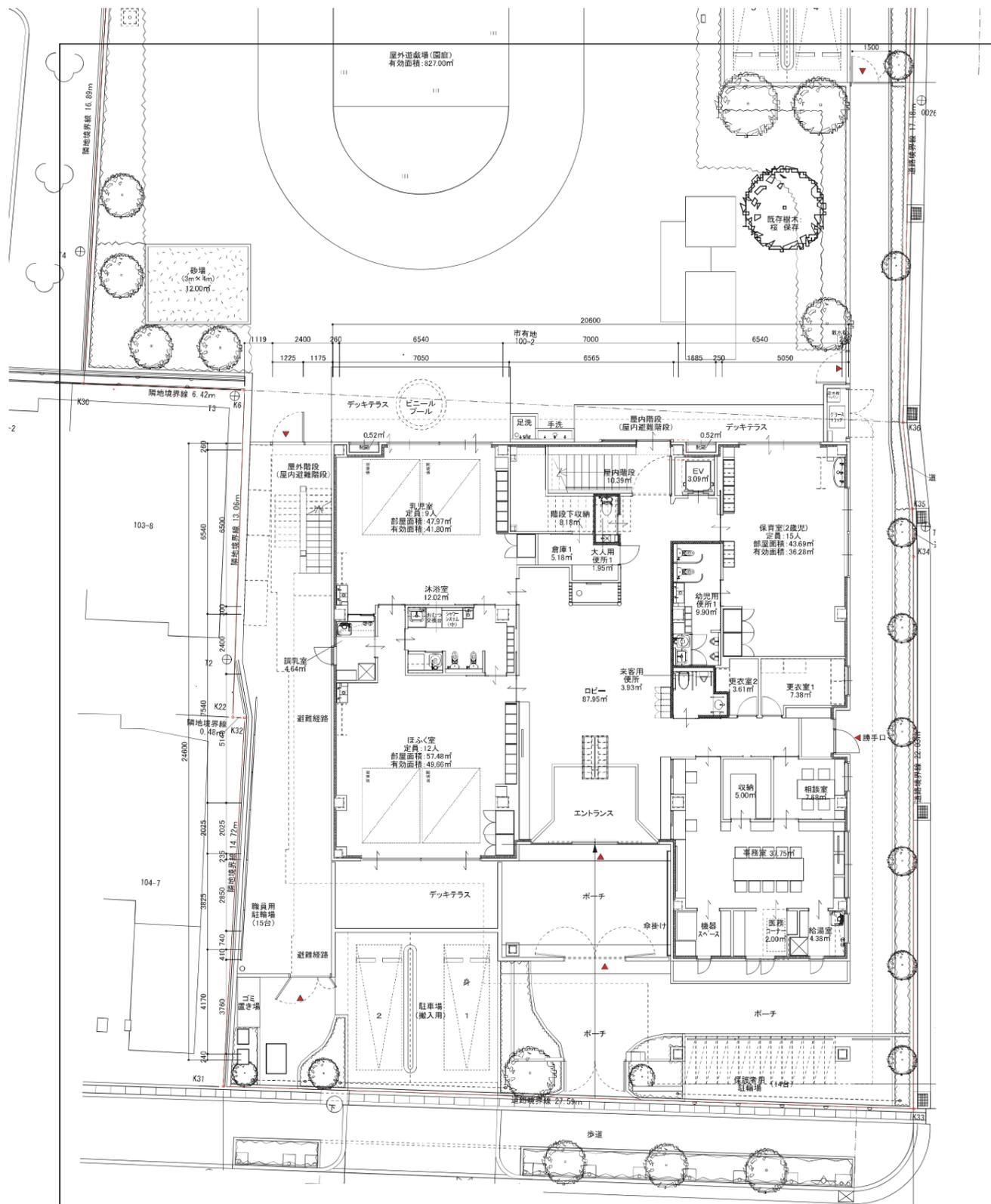
1階平面図

2階平面図

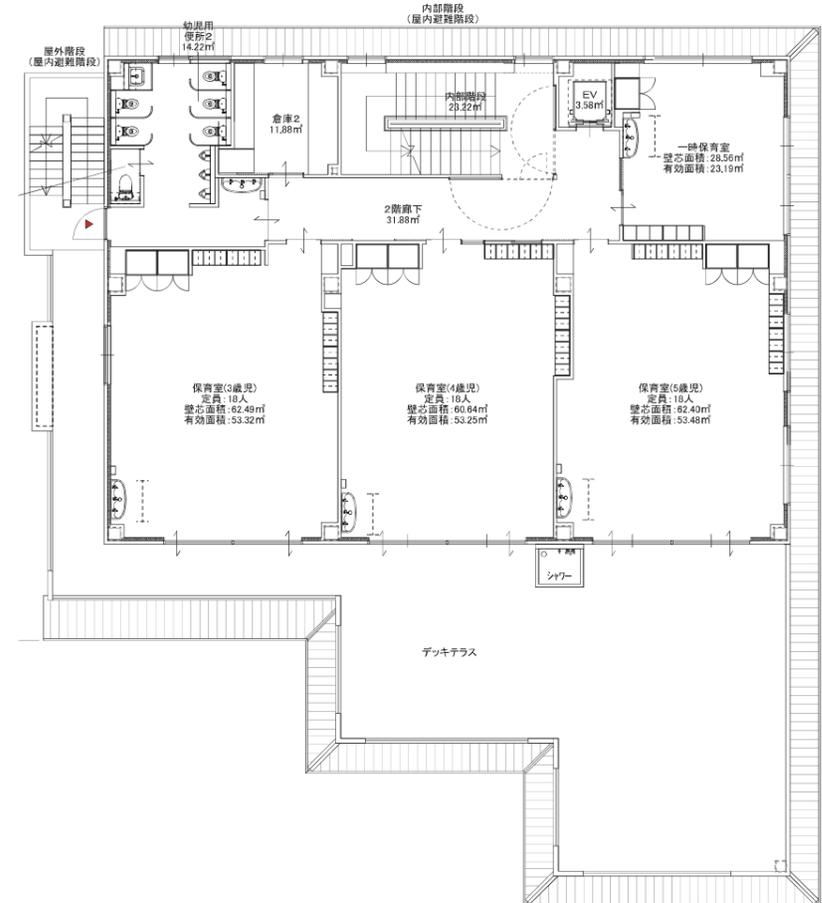


神崎認定こども園

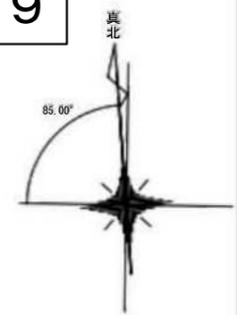
資料 2-8



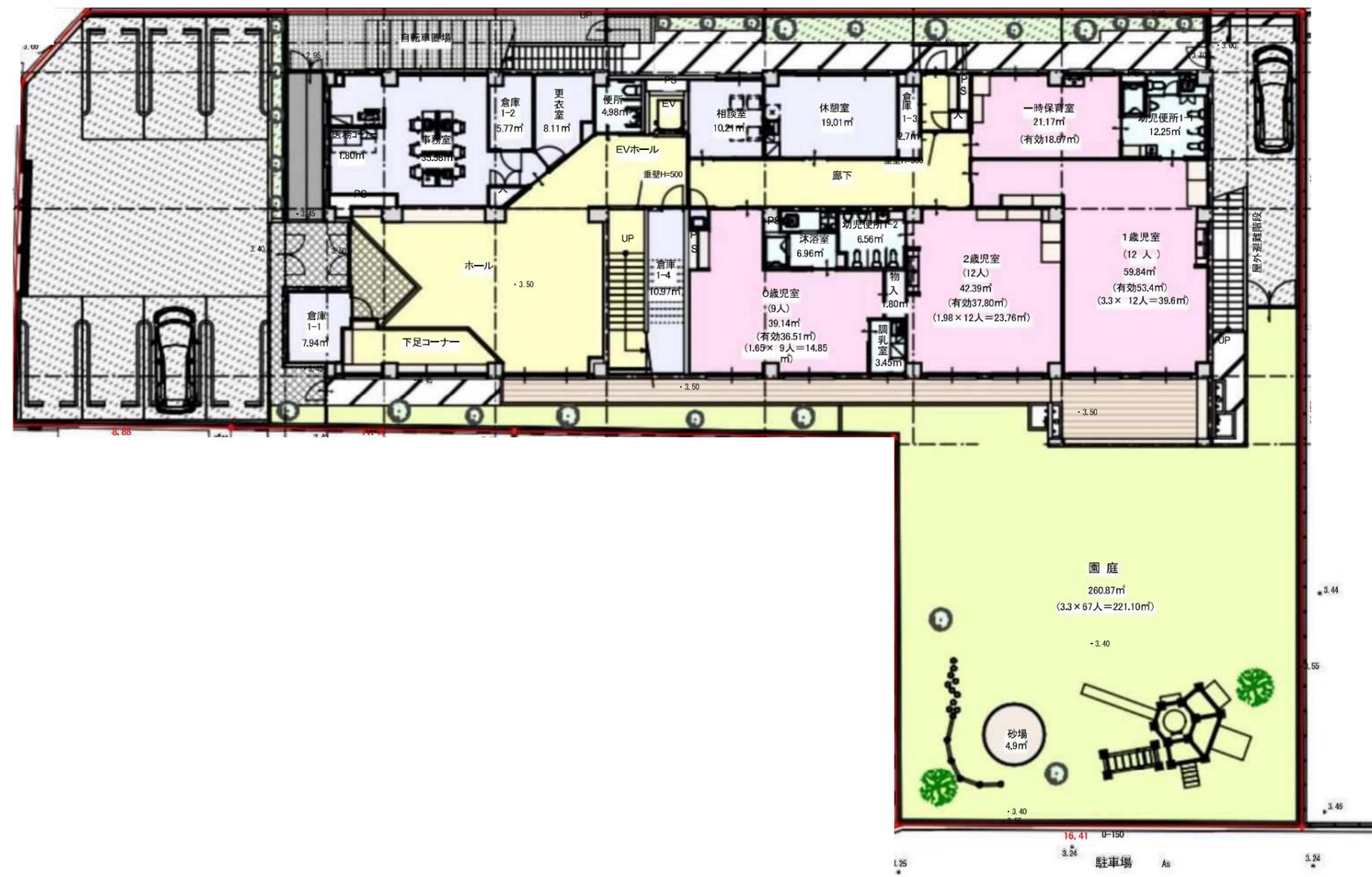
真北
1階平面図 S=1:100



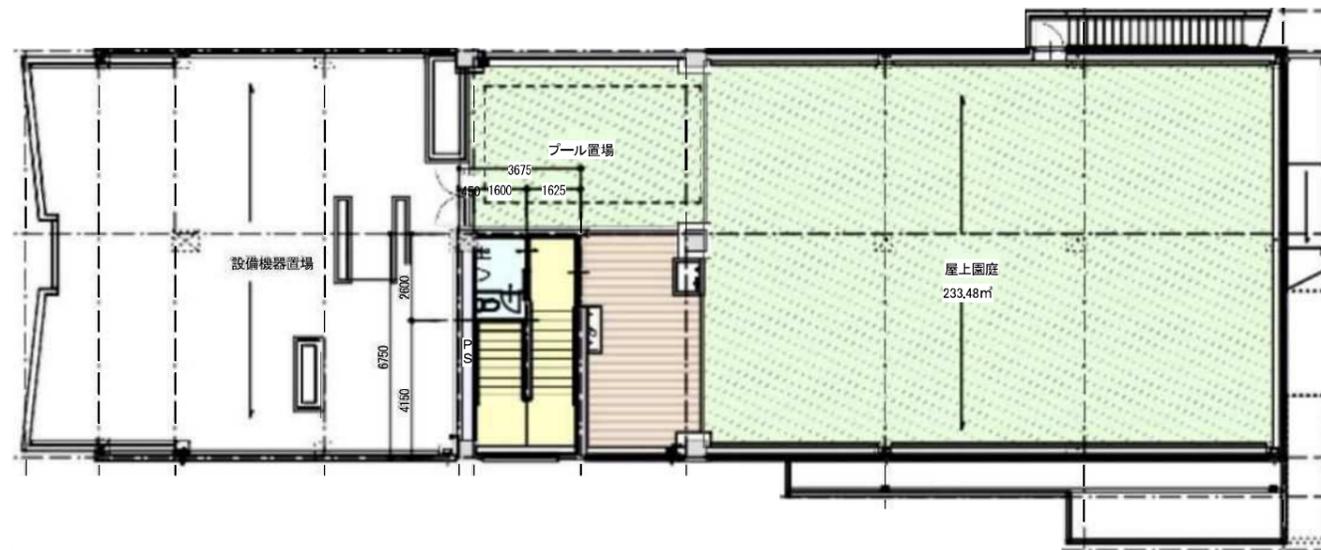
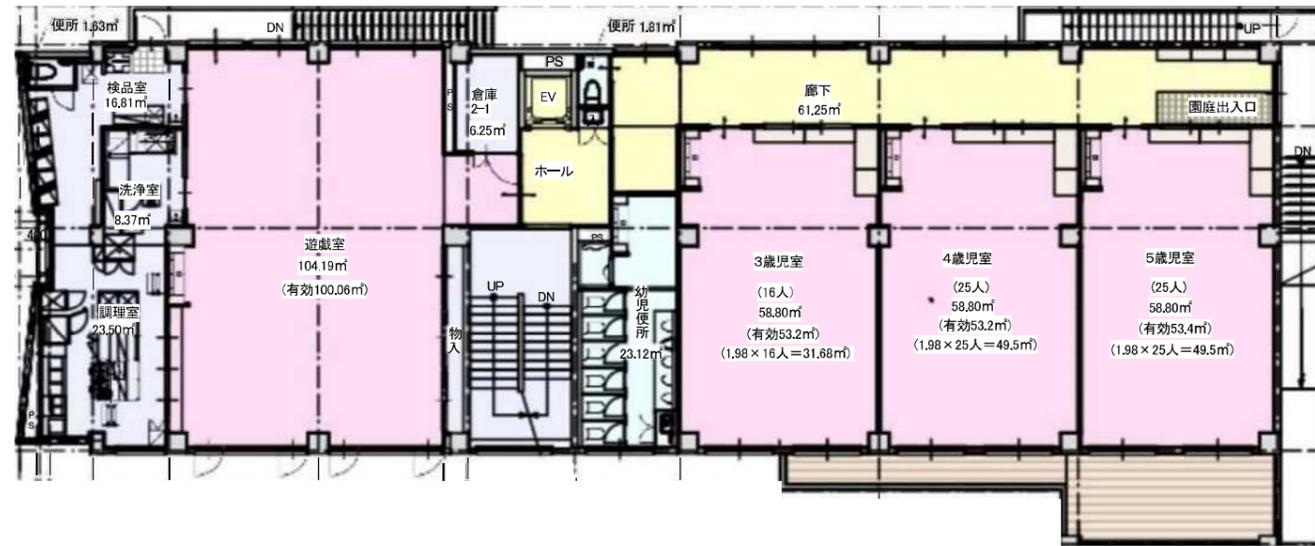
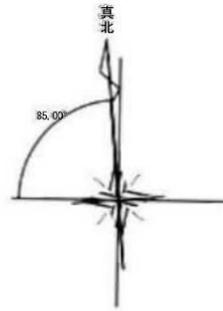
真北
2階平面図 S=1:100



アマーレ・サンこども園 (本園)



					作成年月日	工事名称			
					担当者	図面名称			縮尺



こども 誰 ても 通園制度

【本日の説明内容】

- 1 制度の概要
- 2 国の動向と本市の方針
- 3 子ども・子育て審議会の所掌と
今後の想定スケジュール

制度の概要

【こども誰でも通園制度とは】

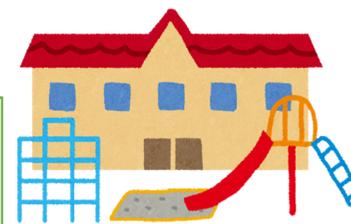
児童福祉法第6条の3第23項に規定する「**乳児等通園支援事業**（法令上の正式名称）」であり、子ども・子育て支援法に基づく給付制度として**令和8年度から全ての自治体**で実施するもの。



**保護者の就労要件を
問わず、
時間単位で利用**



**生後6カ月～満3歳未
満の未就園児が対象**



保育所、幼稚園、
認定こども園、
小規模保育事業所等

国の総合支援システム (こども誰でも通園制度専用のシステム)



【利用者】

- ・施設の空き枠の検索
- ・利用予約、キャンセル
- ・子どもの情報等を登録

①予約管理機能

②データ管理機能

③請求書発行機能



【施設・事業所】

- ・子どもの情報等の確認
- ・予約管理
- ・利用実績の管理
- ・請求書発行

【自治体】

- ・利用状況の確認
- ・請求確認、統計分析



制度の概要（他制度との違い）

	保育所	こども誰でも通園制度	一時預かり事業
法的性質 (実施義務)	義務	義務 (令和8年度より)	補助事業 一部（R6時点で全国の内1,269自治体）が実施
概要	保護者の就労等により保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図る。	<u>月一定時間の利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で保育所等を利用することで、子どもが家庭とは異なる経験ができ、健やかな成長につながるなど全ての子どもの育ちを応援する。</u>	<u>家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児や子育てに係る保護者の負担を軽減するため、当該乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う。</u>
利用方法	利用希望者が保育認定及び入所の申請を行う。 自治体が保育認定及び利用調整を行う。	利用希望者が認定申請を行う。 自治体が認定を行う。利用希望者が直接、事業実施事業者を利用の申し込みを行う（総合システムを活用）（利用にあたっては事前に面談要）。	利用希望者が直接、事業実施事業者を利用の申し込みを行う（利用にあたっては事前に面談要）。
対象者	就学前の児童 ★本市の公立保育所は産休明け～就学前	<u>生後6か月～満3歳未満</u>	就学前の児童 ★本市の公立保育所は生後6か月～就学前

制度の概要（他制度との違い）

	保育所	こども誰でも通園制度	一時預かり事業
利用の要件	<p>保育の必要性があること (例: 月64時間以上就労している)</p>	<p><u>就労要件は問わない。</u> <u>保育所等に通園していないこと。</u></p>	<p><u>就労や冠婚葬祭等の緊急的な事由があるとき、育児負担を軽減しリフレッシュをするときに利用できる。</u></p>
利用時間	<p>11時間(保育標準時間)</p>	<p><u>令和8年度以降の利用上限時間は現在、国において検討中</u> <u>(令和7年度においては、月10時間が利用上限)</u></p>	<p><u>8時間程度/日 (事業者によって異なる)</u> <u>1ヶ月に12日程度まで</u></p> <p>★本市の公立保育所は8時間(平日のみ) (9:00~17:00)</p>
利用者負担額	<p>●0~2歳児 →市が各家庭の所得に応じて金額を決定し、市が利用者から徴収する。</p> <p>●3~5歳児 →無償</p>	<p><u>事業者が金額を定め、利用者から徴収する。</u> <u>(令和7年度においては、1時間300円程度を標準とすることが国から示されている。)</u></p>	<p><u>1日2,000~3,000円程度(事業者によって異なる)</u></p> <p>★本市の公立保育所 0歳児 2,800円/日、1.2歳児2,500円/日、 3歳以上児 2,000円/日</p>

国の動向

令和6年度

制度の本格実施を見据えた
試行的事業

118自治体で実施

利用上限時間：月10時間

令和7年度

地域子ども・子育て支援事業
**(補助事業)の1つとして
位置づけ**

実施自治体を拡充

利用上限時間：月10時間(予定)

令和8年度

法律に基づく給付制度

全自治体で実施

利用上限時間：未定

令和6年度、近隣では、
神戸市、姫路市（公立のみ）、大阪市、豊中市、高槻市が実施

- ・ 国において、有識者による制度設計や実施内容に関する検討を行う検討会が開催されている。
(令和5年計4回、令和6年度計4回(令和7年3月13日現在))
- ・ 令和7年度も引き続き、国において、8年度の本格実施に向けた当該検討会が開催される予定。

これまでの市の取り組み

- 国等からの情報収集（国の検討会の傍聴や説明会への出席など）
- 本市の関係団体へのアンケート（法人保育園・私立幼稚園・小規模保育）の実施
- 令和7年度の主要事業（こども誰でも通園制度の準備事業）として予算要求及び準備体制の構築

市の方針（案）

こども誰でも通園制度については、

- 「認可」や「給付のための確認」に関する**条例の整備**
- 実施施設の認可や確認、利用者の認定や利用、施設への給付など多くの手続きが必要となるため、**利用者・事業者**に理解していただけるよう**丁寧な説明**
- こどもの安全確保を第一に、令和8年度からの実施に向け、適正な運営と適切な事務手続きが図れるよう準備の推進。**

子ども・子育て審議会の所掌

●事業者がこども誰でも通園制度を実施するためには市の認可及び給付のための確認を受ける必要があるが、**認可・確認に当たっては、子ども・子育て審議会での意見聴取が必要となる。**

【根拠法】 児童福祉法第34条の15第4項、
子ども・子育て支援法第54条の2第3項

●なお、第3期子ども・子育て支援事業計画においては、こども誰でも通園制度についても量の見込みと確保方策を定めている。

こうした中、**毎年、市においてPDCAを行う必要があり、子ども・子育て審議会にも報告し意見を求めている。**

今後の**想定**スケジュール

- 夏前 パブリックコメントの実施（市民意見聴取）
- 夏頃 市の認可基準を定めるための条例改正
- 夏頃 事業者への説明会、認可申請書の受付開始
- 冬頃 利用者からの認定申請の受付開始
- 年度末** **認可等に係る子ども・子育て審議会での意見聴取**



令和8年4月より、こども誰でも通園制度の利用開始



毎年、利用実績等について子ども・子育て審議会で意見聴取

(参考) 利用者からの声

【利用者からの声（事業実施自治体によるアンケート集計（国が公表））】

事業を利用してよかった点は

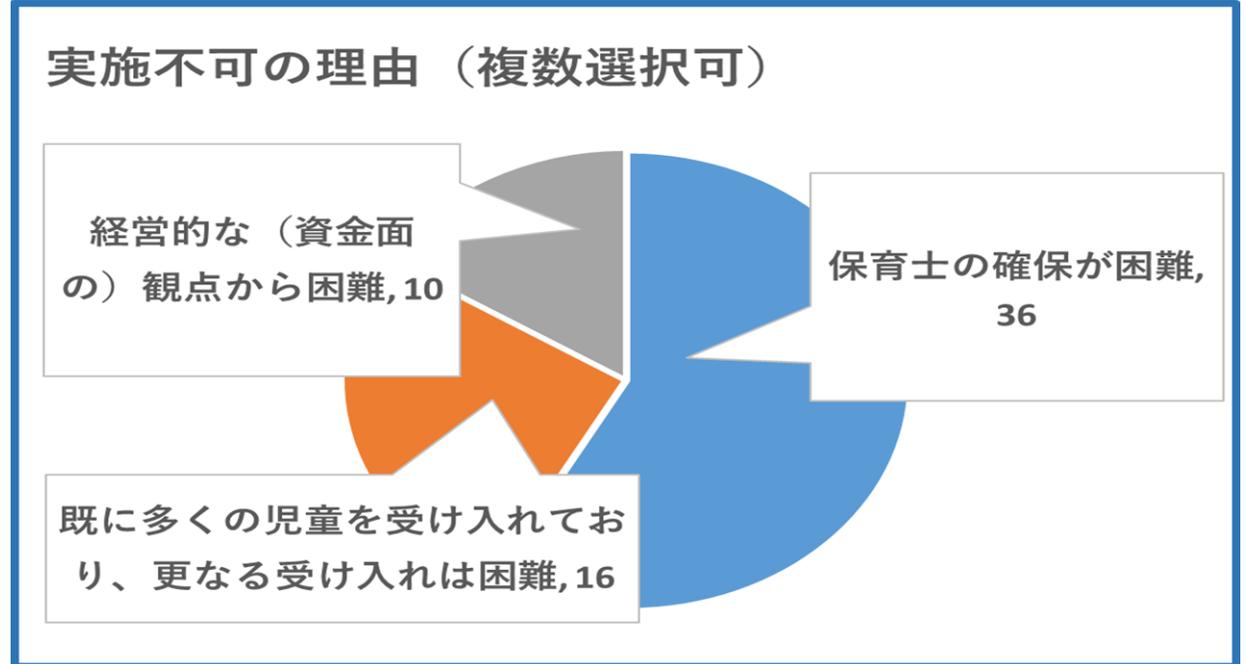
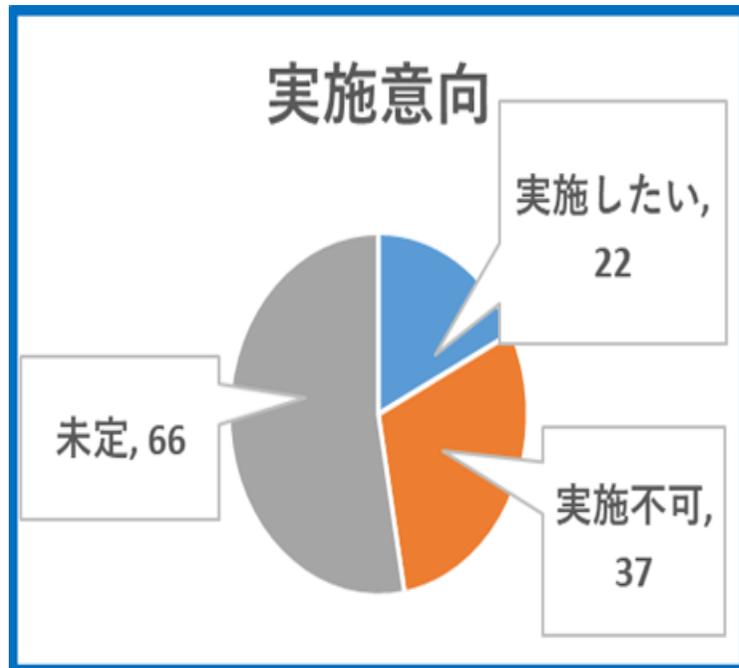
- 用事を済ませることができた（全体の回答者の内84.6%が選択）
- 自分の時間が持てた（73.4%）
- 園の先生からこどもの様子を聞くことで新たな気づきを得られた（66.8%）

【今後想定される利用者からの要望】

- 月当たりの利用時間をもっと長くしてほしい
（参考：令和7年度の上限利用時間は月10時間の予定である。令和8年度は未定）
- 近くに利用できる施設がない
- 利用料を無償にしてほしい
（参考：利用料は事業者が金額を定めて、徴収する方式である。令和7年度においては、1時間300円程度を標準とすると国から示されている。）

(参考) 関係団体からの声

【令和6年9月に本市が関係団体に実施したアンケート結果】
市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所の計125施設が回答



(参考) 関係団体からの声

- 保育士の確保の困難であることや、保育士の負担増大に関するご意見
- 給付費の単価等、法人経営に関するご意見
(参考：令和7年度の国の補助単価 → 2歳児900円/h、1歳児1,100円/h、0歳児1,300円/h)
- 在園児など通常保育への影響に関するご意見
- 本制度の目的や理念に関するご意見
(前向きな意見の例：子育てに行き詰った家庭の支援につながる)
(批判的な意見の例：実施には子どもの情緒面や安全面で不安がある)